

関係施設・事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

令和7年4月適用の業務継続計画未策定減算及び
身体拘束廃止未実施減算に係る届出について（依頼）

日頃より、本県の高齢者介護・福祉行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和6年報酬改定における経過措置終了に伴い、令和7年4月1日より、訪問系サービス及び福祉用具貸与で業務継続計画未策定減算、短期入所系サービスで身体拘束廃止未実施減算の適用が開始されます。

つきましては、届出が必要なサービスについては、下記のとおり書類の御提出をお願いします。

届出がない場合には「減算型」が適用されますので、減算対象とならないためには、適切に措置を講じていただいた上、「基準型」とする旨の届出が必要です。

記

1 県への届出が必要となる項目

（1）業務継続計画策定の有無

業務継続計画（BCP）を策定しているか確認の上、「2 基準型」とする旨の届出を御提出ください。

【対象サービス】訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与

（2）身体拘束廃止取組の有無

必要な措置を講じているか確認の上、「2 基準型」とする旨の届出を御提出ください。

【対象サービス】

（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、
特定施設入居者生活介護（短期利用型）

2 提出期限

令和7年4月1日（火）

3 提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※別紙1－1、1－2（介護予防）

【様式掲載場所】

かがわ介護保険情報ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>

4 提出方法

- 厚生労働省電子申請・届出システム（G ビズ ID が必要）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 郵送又は持参

〒 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県長寿社会対策課 （各サービス名）担当 宛

5 留意事項

各市町が指定権者となっているサービスについては、各市町へお問い合わせください。
（参考）（別紙）既存のサービス事業所の届出留意事項（令和 7 年 4 月）

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課

施設サービスグループ：087-832-3268

在宅サービスグループ：087-832-3269

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項(令和7年4月)」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 1 7 : 福祉用具貸与 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 6 7 : 介護予防福祉用具貸与 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1 : 夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は 「1 : 減算型」とみなす。
2	2 1 : 短期入所生活介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 2 A : 短期入所療養介護 2 7 : 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 2 4 : 介護予防短期入所生活介護 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 2 B : 介護予防短期入所療養介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 6 8 : 小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 9 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・ 短期利用型) 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 6 9 : 介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型) 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」欄の 「身体拘束廃止取組の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は 「1 : 減算型」とみなす。